

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 所得税の更正処分等取消請求上告受理申立て事件

国側当事者・国

平成27年6月30日不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成26年8月20日判決、本資料264号－134・順号12515）

（第一審・宇都宮地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成26年3月12日判決、本資料264号－46・順号12427）

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	松本 勝
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年6月30日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充